

## 公益財団法人科学技術交流財団における競争的資金執行に関する要綱

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人科学技術交流財団(以下「財団」という。)における国及び国が所管する独立行政法人等から配分される、競争的資金等の公募型研究資金(以下「競争的資金等」という。)の適正な運営管理を実施するため運営管理に関わる者の責任を明確化するとともに、研究機関が財団への研究資金の交付の申請、決定等に関する事項その他事業の執行に関する基本的事項を規定することにより、研究資金の交付の不正な申請及び研究資金の不正な使用の防止その他事業の執行並びに研究資金の交付の決定の適正化を図ることを目的とする。

#### (最高管理責任者等)

第2条 財団に次項以下の業務を行う最高管理責任者、統括管理責任者及び部局責任者を置く。

- 2 最高管理責任者は、理事長の職にある者を充てるものとし、財団全体を統括し、競争的資金の運営・管理について最終責任を負う。
- 3 統括管理責任者は、事務局長の職にある者を充てるものとし、最高管理責任者を補佐し、競争的資金の運営・管理について財団全体を統括する実質的な権限と責任をもつ。
- 4 部局責任者は、競争的資金等を所管する部(以下「担当部」という。)の長の職にある者を充てるものとし、個別の競争的資金の運営・管理について実質的な責任と権限をもつ。

### 第2章 研究資金の交付の申請及び決定

#### (研究資金の交付の申請)

第3条 財団が行う競争的資金等の配分(以下「研究資金」という。)の交付申請をしようとする研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定)により、適切な研究費の管理・監査体制を整備及び不正事案の調査・報告・処理体制を整備しなければならない。

- 2 研究資金の交付申請をしようとする研究機関は、当該事業の目的、内容、経費等の事項を記載した申請書を提出しなければならない。

#### (研究資金の交付の決定)

第4条 最高管理責任者は、研究資金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び現地調査等により、当該申請による資金の交付がこの要綱に違反しないか、研究資金の目的及び内容等を調査し、研究資金を交付すべきものと

認めるときは、すみやかに研究資金の交付の決定をしなければならない。

- 2 最高管理責任者は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、研究資金の交付申請に係る事項につき修正を加え、交付決定をすることができる。

(研究資金の交付の条件)

第5条 最高管理責任者は、研究資金の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 対象事業に要する経費の配分の変更（最高管理責任者の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、最高管理責任者の承認を受けるべきこと。
  - (2) 対象事業を行うため締結する契約に関する事項その他対象事業等に要する経費の使用方法に関する事項。
  - (3) 対象資金の内容の変更（最高管理責任者の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、最高管理責任者の承認を受けるべきこと。
  - (4) 対象事業を中止し、又は廃止する場合においては、最高管理責任者の承認を受けるべきこと。
  - (5) 対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は対象事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに最高管理責任者に報告してその指示を受けるべきこと。
- 2 最高管理責任者は、対象事業の完了により当該研究機関等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、対象資金の交付の目的に反しない場合に限って、その交付した対象資金の全部又は一部に相当する金額を最高管理責任者に納付すべき旨の条件を付することができる。
  - 3 前2項の規定は、これらの規定に定める条件のほか、対象資金の交付の目的を達成するため必要な条件を付することを妨げるものではない。

(決定の通知)

第6条 最高管理責任者は、対象資金の交付の決定をしたときは、すみやかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を対象資金の交付の申請をした者に通知しなければならない。

(事情変更による決定の取消等)

第7条 最高管理責任者は、対象資金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、対象資金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- 2 最高管理責任者が前項の規定により対象資金の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他対象資金の交付の決定後生じた事情の変更により対象資金の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他最高管理責任者が特に認める場合に限る。

### 第3章 対象事業の遂行等

#### (対象事業の遂行)

第8条 研究機関は、法令の定め並びに対象資金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他最高管理責任者の処分に従い、善良な管理者の注意をもって対象事業を行わなければならない。

- 2 最高管理責任者は、対象資金の執行状況について、必要に応じて経理調査等を行うことができる。

#### (状況報告)

第9条 研究機関は、最高管理責任者の定めるところにより、対象事業の遂行の状況に関し、最高管理責任者に報告しなければならない。

#### (対象事業の遂行等の命令)

第10条 最高管理責任者は、研究機関が提出する報告等により、その者の対象事業が対象資金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って対象事業を遂行すべきことを命ずることができる。

- 2 最高管理責任者は、研究機関が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該対象事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

#### (実績報告)

第11条 研究機関は、最高管理責任者の定めるところにより、対象事業が完了したときは、対象事業の成果を記載した実績報告書に最高管理責任者の定める書類を添えて最高管理責任者に報告しなければならない。

#### (研究資金の額の確定等)

第12条 最高管理責任者は、対象事業の完了又は廃止に係る対象事業の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る対象事業の成果が対象資金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき対象資金の額を確定し、当該研究機関に通知しなければならない。

#### (是正のための措置)

第13条 最高管理責任者は、対象事業の完了又は廃止に係る対象事業の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る対象事業の成果が対象資金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該対象事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該研究機関に対して命ずるこ

とができる。

- 2 第11条の規定は、前項の規定による命令に従って行う対象事業について準用する。

#### 第4章 対象資金の不正使用等の措置

##### (決定の取消)

第14条 最高管理責任者は、研究機関が、対象資金の他の用途への使用をし、その他対象事業に関して対象資金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、当該研究機関に対し、対象資金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 前項の規定は、対象事業について交付すべき対象資金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 対象資金の不正使用及び不正受給を行った研究者については、対象資金の申請を制限するものとする。

##### (研究資金の返還)

第15条 最高管理責任者は、研究資金の交付の決定を取り消した場合において、対象事業の当該取消に係る部分に関し、すでに研究資金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

- 2 最高管理責任者は、研究機関に交付すべき研究資金の額を確定した場合において、すでにその額をこえる研究資金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

##### (他の研究資金の一時停止等)

第16条 最高管理責任者は、研究機関が対象資金の返還を命ぜられ、対象資金、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき対象資金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該対象資金と未納付額とを相殺することができる。

##### (不正使用等措置の対象者)

第17条 不正使用及び不正受給に関する措置の対象者は、次の各号に掲げるものとする。ただし、故意によるものではないことが根拠をもって明らかにされた者はこの限りでない。

- (1) 財団が配分する対象資金について、不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者
- (2) 財団が配分する対象資金以外の競争的資金について、他の機関において不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者

(3) 虚偽その他不正な手段により、対象資金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者

(対象資金の申請制限)

第18条 最高管理責任者は、前条に掲げるすべての者に対して、すべての対象資金への申請を制限するものとする。制限期間については、不正使用等の重大性、悪質性及び不正行為への関与の度合いに応じて最高管理責任者が次の各号に従い定めるものとする。

(1) 前条第1号及び第2号に掲げる者については、不正使用等と認定された年度の翌年度以降2年から5年

(2) 前条第3号に掲げる者については、不正受給と認定された年度の翌年度以降2年から5年

(不正取引に関与した業者等の措置)

第19条 最高管理責任者は、競争的資金による物品の購入及び製造、役務その他の契約について財団職員及び第17条の対象者と共謀その他不正使用等に関与したと認定した者(以下「業者」という。)について、期間を定めて財団との一般競争契約における競争参加の停止、指名競争契約における指名停止及び随意契約における業者選定の停止の措置を行うものとする。

2 前項の取引停止の期間は、不正使用等の重大性、悪質性及び不正行為への関与の度合いに応じて別に定める基準により、最高管理責任者が、2週間以上2年以内の間で定める。

(研究活動の不正行為に関する措置)

第20条 研究活動の不正行為への対応については、別に定める。

## 第5章 雑則

(事務処理手続きおよび受付窓口)

第21条 財団における競争的資金使用のルール及び事務処理手続きの相談窓口(以下「相談窓口」という。)は、部局責任者とする。

(財産の処分の制限)

第22条 研究機関は、事業により取得し、又は効用の増加した財産を、最高管理責任者の承認を受けないで、研究資金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、最高管理責任者が認める場合は、この限りでない。

(立入検査等)

第23条 最高管理責任者は、研究資金の適正な執行のため必要があるときは、研究機関

に対して報告をさせ、又は部局責任者にその研究機関等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 部局責任者は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

(経理規程の適用)

第24条 この要綱に定めるもののほか、財団から研究機関への研究資金の交付に関する必要な事項及び財団内で使用する研究資金の支出に関する必要な事項は、公益財団法人科学技術交流財団会計処理規程を適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 財団法人科学技術交流財団における競争的資金執行に関する規程(平成20年2月1日施行)は、この要綱の施行をもって廃止する。
- 3 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後から適用し、同日前の事案については、財団法人科学技術交流財団における競争的資金執行に関する規程(平成20年2月1日施行)の例による。